

昭和五十九年八月七日受領  
答弁第三五号

内閣衆質一〇一第三五号

昭和五十九年八月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司殿

衆議院議員玉置和郎君提出不利益供述の強要に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員玉置和郎君提出不利益供述の強要に関する質問に対する答弁書

何人も自己に不利益な供述を強要されないことは、憲法第三十八条第一項の定めるところであり、刑事手続において、刑事訴追を受けるおそれのある者に対し、不利益な供述を強要するようなことがあつてはならないことは、申すまでもない。

右答弁する。